

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	地籍調査	事業開始年度	昭和26年	作成責任者																									
担当部局庁	土地・水資源局	担当課室	国土調査課	課長 石川 佳市																									
会計区分	一般会計	上位政策	地籍の整備等の国土調査を推進する																										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国土調査法第2条第1項	関係する計画、通知等	国土調査事業十箇年計画(H22.5.25閣議決定)																										
事業の目的 (目指す姿を簡潔に、3行程度以内)	地籍調査を実施することで、一筆ごとの地籍(土地に関する所有者、地目、地番、境界、面積)の明確化を図る。その成果は、登記所に送付され地図として備え付けられることで、不動産登記行政の基礎資料として活用されるほか、地籍が明確になることで、土地取引の円滑化、土地資産の保全、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進等に役立っている。																												
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目の調査並びに境界、面積の測量を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもの。主な事業主体は市町村。国は国土調査法の規定により、調査を実施する市町村等に対し都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)。また、国は地籍調査のための基礎的な情報の調査を行うため、都市部では都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)、山村部では山村境界保全事業等の各種事業等を実施している。																												
実施状況	地籍調査は、平成19年度は717市町村等、平成20年度は724市町村等、平成21年度は731市町村等が実施している。また、地籍調査の促進を図るための国の調査として、都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)については平成19年度は53市区町、平成20年度は45市区町、平成21年度は46市区町で、山村境界保全事業については平成19年度は9市町、平成20年度は11市町、平成21年度は23市町村で実施している。																												
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																							
	予算額(補正後)	15,532	14,980	14,376	12,597																								
	執行額	18,891	15,493	14,395																									
	執行率 ※	121.6%	103.4%	100.1%																									
	総事業費(執行ベース)	-	-	-																									
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	地方公共団体等からの交付申請・実績報告等を通じて、支出先・用途及び事業目的の達成状況を把握しているところ。																											
	見直しの余地	地籍調査は、昭和26年から長期的、継続的に取り組んでいるものの、その進捗率は平成21年度末で全国で約49%、特に都市部は21%、山村部は42%と低位であるため、都市部及び山村部の調査を重点的に実施する必要がある。また、進捗が遅れている要因としては、立会い等により一筆ごとに土地所有者等の確認を得るなど、調査実施に多くの時間と費用を要し、調査の実施主体である市町村等の負担が大きいことがあげられることから、国が基礎的な情報を整備する基本調査の拡大を行うことにより、調査の実施主体である市町村等の負担の軽減を図る必要がある。さらに、全体の1/3の市町村においては調査が実施されておらず、地域ごとに着手状況が大きく異なっていることも調査促進の課題となっており、地籍調査の未着手、休止中の市町村に対して、早期の着手、再開に向けた取組を行う必要がある。																											
予算監視の所見率化																													
補記	※「執行額」に前年度からの繰越等に伴う金額が含まれるため、「執行率」が100%を超えている。 【予算科目】 ・301 国土調査費 ・95 国土調査に必要な経費 うち地籍調査 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(21年度予算額)</th> <th>(21年度決算見込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・95059-2129-06 諸謝金</td> <td>0.2百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>・95059-2122-08 職員旅費</td> <td>6百万円</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>・95059-2122-08 委員等旅費</td> <td>0.2百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>・95016-2123-09 測量庁費</td> <td>323百万円</td> <td>321百万円</td> </tr> <tr> <td>・95016-2123-09 都市再生街区基本調査費</td> <td>2,700百万円</td> <td>2,829百万円</td> </tr> <tr> <td>・95059-2125-14 地籍調査等委託費</td> <td>24百万円</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>・95059-2815-16 地籍調査費負担金</td> <td>11,323百万円</td> <td>11,224百万円</td> </tr> </tbody> </table>						(21年度予算額)	(21年度決算見込額)	・95059-2129-06 諸謝金	0.2百万円	0百万円	・95059-2122-08 職員旅費	6百万円	3百万円	・95059-2122-08 委員等旅費	0.2百万円	0百万円	・95016-2123-09 測量庁費	323百万円	321百万円	・95016-2123-09 都市再生街区基本調査費	2,700百万円	2,829百万円	・95059-2125-14 地籍調査等委託費	24百万円	18百万円	・95059-2815-16 地籍調査費負担金	11,323百万円	11,224百万円
	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)																											
・95059-2129-06 諸謝金	0.2百万円	0百万円																											
・95059-2122-08 職員旅費	6百万円	3百万円																											
・95059-2122-08 委員等旅費	0.2百万円	0百万円																											
・95016-2123-09 測量庁費	323百万円	321百万円																											
・95016-2123-09 都市再生街区基本調査費	2,700百万円	2,829百万円																											
・95059-2125-14 地籍調査等委託費	24百万円	18百万円																											
・95059-2815-16 地籍調査費負担金	11,323百万円	11,224百万円																											

国土交通省
14,395百万円

地籍調査を実施する地方
公共団体への負担金の交付、地籍調査を推進するための各種事業の実施

【負担金】

A.都道府県(47団体)
11,224百万円

市町村等への負担金の交付、地籍調査の実施、市町村等の指導等

B.市町村等(731団体)
10,829百万円

地籍調査の実施

地籍調査の実施
332百万円

指導等事務費
63百万円

土地・水資源局
426百万円

地籍調査推進のための各種事業等の実施

旅費等
3百万円

【委託】

C.都道府県(9団体)
18百万円

地籍調査着手のための普及・啓発

【一般競争入札・企画競争】
D.民間企業(32社)
16百万円

地籍調査の普及・啓発のための資料作成等

【一般競争入札・企画競争】
E.公益法人(2法人)
2百万円

地籍調査の普及・啓発のためのパネル等の作成

【一般競争入札・企画競争】
F.公益法人(2法人)
53百万円

地籍調査推進のための研修・調査・検討等

【一般競争入札】
G.森林組合(19団体)
138百万円

簡易な手法等を用いた林地の境界情報の保全

【一般競争入札・企画競争】
H.民間企業等(28社)
214百万円

簡易な手法等を用いた林地の境界情報の保全等の地籍調査推進のための事業の実施

国土地理院
2,745百万円

都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)の実施

非常勤職員賃金等事務経費
2百万円

I.地方測量部(8機関)
2,553百万円

詳細な地区割り、積算、仕様書作成

非常勤職員賃金等事務経費
15百万円

【簡易公募型指名競争入札】
J.民間企業等(125社)
2,538百万円

市区町・法務局から資料収集、公共基準点・街区基準点や補助点などの調査、街区点測量、街区調査元図の作成

【一般競争入札・随意契約】
K.(社)日本測量協会
190百万円

都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)の工程管理等の測量管理業務等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。使途
 と費目の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A.和歌山県			E.(社)全国国土調査協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	市町村等が行う地籍調査に要する経費の負担	1,054	業務費	リーフレット作成、パネル作成	2
〃	指導等事務費	6			
計		1,060	計		2
B.田辺市			F.(社)全国国土調査協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託料	調査に要する委託経費	165	人件費	測量主任技師、測量技師等	14
需用費	消耗品等、印刷製本費、燃料費、修繕費	5			
報償費	協力員及び推進委員等に要する謝礼金及び保険料	4			
賃金	臨時職員賃金	3			
その他	旅費、使用料、安全費等	2			
計		178	計		14
C.神奈川県			G.海部森林組合		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外部委託	広告掲載費	3	人件費	測量主任技師、測量技師等	12
			物品購入費	杭等	1
			その他	会議費・旅費・消費税	1
計		3	計		14
D.京急アドエンタープライズ			H.(株)松本コンサルタント		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務費	広告掲出費	3	人件費	測量主任技師、測量技師等	10
			機械経費	調査・測量器械経費及びソフトウェア使用料	2
			その他	旅費等	2
計		3	計		14

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

I.関東地方測量部					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
測量庁費	土地活用促進調査業務発注	1,008			
計		1,008	計		0
J.(株)GIS関東					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	測量主任技師、測量技師等	20			
その他	諸経費	3			
機械経費	トータルステーション、計算機	2			
技術管理費	精度管理費、成果検定費	2			
旅費交通費	日当	2			
材料費	消耗品、ガソリン、雑品	2			
計		31	計		0
K.(社)日本測量協会					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	測量主任技師、測量技師等	96			
諸経費	諸経費	29			
その他	借室料、修繕費、借料損料	8			
旅費交通費	現地調査、最終確認等	6			
通信運搬費	通信運搬費、消耗品費水道光熱費等	3			
機械経費	パソコンリース等	2			
計		144	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【別紙】

A.都道府県(47団体) 11,224百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	和歌山県	1,054
2	熊本県	769
3	兵庫県	614
4	高知県	666
5	島根県	542
6	宮崎県	495
7	長崎県	455
8	岐阜県	441
9	徳島県	429
10	大分県	402

C.都道府県(9団体) 18百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	神奈川県	3
2	大分県	3
3	富山県	2
4	静岡県	2
5	千葉県	2
6	大阪府	2
7	福井県	2
8	滋賀県	1
9	新潟県	1
10		

B.市町村等(731団体) 10,829百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	田辺市	178
2	対馬市	146
3	那賀町	119
4	有田川町	118
5	日高川町	110
6	山都町	108
7	三好市	100
8	浜田市	93
9	八代市	91
10	紀の川市	83

D.民間企業等(32社) 16百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	(株)京急アドエンタープライズ	3
2	(有)大分合同新聞社	3
3	(株)千葉日報社	2
4	(株)北日本新聞社	1
5	大阪府森林組合	1
6	アイドマ企画(株)	0.9
7	(株)文天閣	0.7
8	NPO大阪都市再生情報センター	0.7
9	(株)アド読連	0.7
10	(株)富山新聞社	0.4

E.公益法人(2団体) 2百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	(社)全国国土調査協会	2
2	(財)富山県文化振興財団	0.02
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

G.森林組合(19団体) 138百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	海部森林組合	14
2	天竜森林組合	10
3	高知東部森林組合	9
4	南那珂森林組合	9
5	びわこ東部森林組合	8
6	津具森林組合	8
7	伊賀森林組合	8
8	兵庫県森林組合連合会	8
9	栄村森林組合	8
10	瀬戸内町森林組合	7

F.公益法人(2法人) 53百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	(社)全国国土調査協会	44
2	(財)日本測量調査技術協会	9
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

H.民間企業(28社) 214百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	(株)オオバ	35
2	(株)松本コンサルタント	22
3	(株)きもと	22
4	(株)極東コンサルタント	19
5	(株)フジヤマ	17
6	(株)八州	15
7	野村総合研究所	13
8	写測エンジニアリング(株)	10
9	全国地方新聞社連合会	9
10	エムアールアイ リサーチ アソシエイツ(株)	9

I.地方測量部(8機関) 2,553百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	関東地方測量部	1008
2	北海道地方測量部	529
3	近畿地方測量部	505
4	九州地方測量部	260
5	中部地方測量部	171
6	東北地方測量部	33
7	北陸地方測量部	31
8	中国地方測量部	16
9		
10		

J.民間企業等(125社) 2,538百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	昭和(株)	94
2	(株)八州	63
3	(株)GIS関東	58
4	(株)GIS関西	53
5	日本振興・ジオテクニカル 共同企業体	46
6	(株)淀川アクテス	41
7	カツミテクノ(株)	40
8	(株)タナカコンサルタント	39
9	(株)セリオス	36
10	協立測量(株)	34

地籍調査とは

- 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査
- 成果は登記所にも送付され、登記簿の記載を修正し、公図を置き換え
- 調査対象は国有林や水面を除く全国土
- 事業主体は、市町村等
- 事業に要する経費の負担割合は、
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4



市町村実施の場合の負担割合。ただし、地方公共団体の負担経費については特別交付税措置(8割)がなされており、都道府県及び市町村の負担は実質5%。



地籍調査が実施されていないと・・・

- 土地の境界が不明確であるため、土地取引等を行う際にリスクを抱える
- 境界確認の作業に時間と費用を要するため、まちづくりや公共事業の実施に支障が生じる
- 災害が発生した場合、判別できなくなった境界の確認から始める必要があるため、災害復旧が遅れる
- 行政が保有する公共用地を適正に管理することができなくなる
- 登記簿の地積に基づき課税されている固定資産税等の公平性の確保に課題が生じる
- 山林の境界が不明確なことにより、間伐等による適正な森林管理が難しくなる

登記所に備え付けられている図面（公図）と現況のズレ



公図と現況のズレ

赤線：登記所に備え付けられている図面（公図）の筆界。
 登記の対象となる土地の区画を示す。
 黒線：実際の現地の状況。



土地取引やまちづくり等を行う際にトラブルが発生する危険性大

全国の都市部における公図と現況のズレ
（国土調査課調べ）

分類	公図の枚数	比率	備考
精度の高い地域	17,885	5.2%	ずれが10cm未満
小さなずれのある地域	47,942	14.2%	ずれが10cm以上30cm未満
ずれのある地域	81,211	27.7%	ずれが30cm以上1m未満
大きなずれのある地域	184,067	48.2%	ずれが1m以上10m未満
合わせて大きなずれのある地域	6,253	2.9%	ずれが10m以上
計	326,568	100.0%	

1m以上ずれている地域が52.3%

地籍調査の成果

地籍調査前（旧土地台帳附属地図）



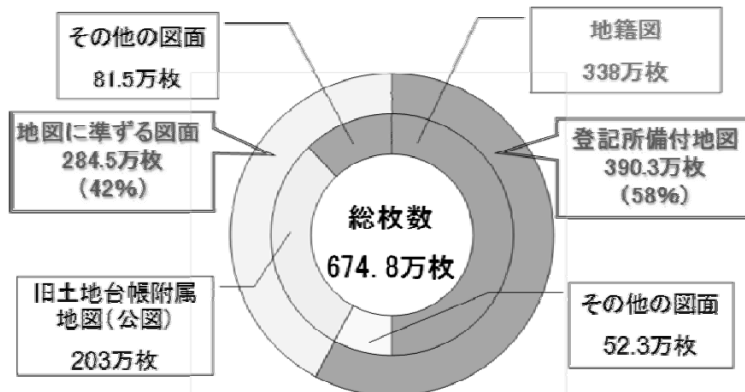
- 明治時代に課税のために作成された図面（旧土地台帳附属地図）が基になっており、精度の低い地図が多い。
- 地番が誤っていたり、位置関係が不正確な場合もある。

地籍調査後（地籍図）



- 地籍調査により、境界が確認され、正確な測量に基づく地籍図が整備される。
- 成果は登記所に送付され、登記簿の情報も更新されるとともに、正式な地図として備え付けられる。

登記所備付けの図面の現状



（平成21年4月1日現在）

地籍調査実施状況（全国）

【調査対象面積に対する実施状況（S26～）】

		対象面積 (km ²)	実績面積(km ²) (H21年度末)	進捗率(%) (H21年度末)
D I D		12,255	2,583	21
非 D I D	宅地	17,793	9,099	51
	農用地等	72,058	51,414	71
	林地	184,094	76,957	42
合計		286,200	140,053	49

（注1）対象面積は、全国土面積（377,880km²）から国有林野及び公有水面等を除いた面積である。

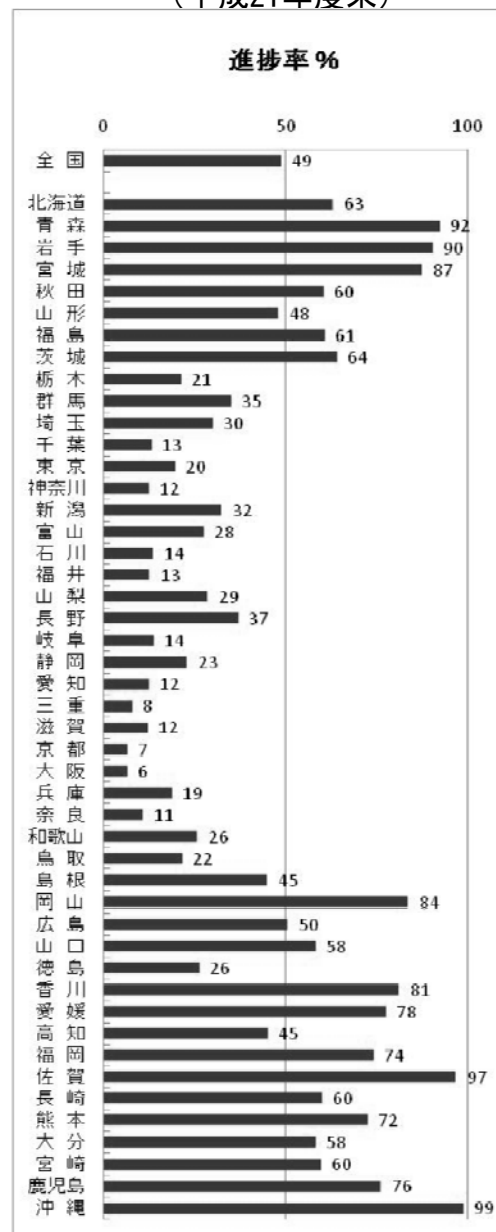
（注2）D I Dは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。人口密度4,000人/km²以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。

【市町村の地籍調査着手状況（H21年度末）】

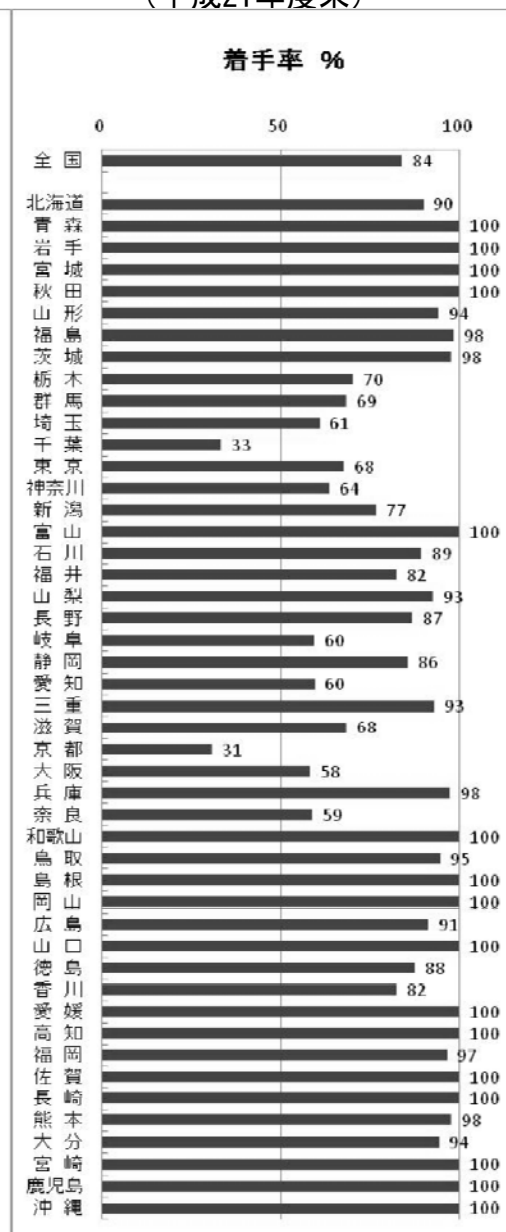
	市町村数	比率
地籍調査着手市町村（A+B+C）	1,473	84%
全域完了市町村（A）	（423）	（24%）
調査実施中の市町村（B）	（723）	（41%）
休止中の市町村（C）	（327）	（19%）
地籍調査未着手の市町村	277	16%
合計（全市町村）	1,750	100%

地籍調査実施状況（都道府県別）

①都道府県別進捗状況
(平成21年度末)



②都道府県別市町村着手状況
(平成21年度末)



地籍調査が進捗しない要因

- 立会い等により一筆ごとに土地所有者等の確認を得るなど、調査実施に多くの時間と費用が必要
- 都市部では権利意識が強く、境界確認作業への協力が得にくい
- 山村部では土地所有者等の高齢化等により、境界確認が困難になりつつある
- 特に近年は調査の実施主体である市町村等において、十分な予算や調査実施体制の確保が困難な状況
- 市町村の財政状況の悪化等により、未着手・休止中の市町村等が604(全体の35%)ある

地籍調査に従事する市町村職員数(専任)の平均

平成9年度	平成19年度
3.64人	2.22人

(平成20年国土調査課調べ)

これまでの国の取組み

- 地籍調査を行う地域において、基本調査として地籍調査の基礎となる基準点を設置
- 平成16年度から都市再生街区基本調査を実施し、人口集中地区において、基準点を高密度に整備したほか、公図と現況のずれの状況等を把握。更に、平成19年度からは、公図と現況のずれの大きい密集市街地等において、より詳細に街区形状等を把握するための現況測量等を実施
- 平成16年度から山村境界保全事業を実施し、地権者の高齢化・村離れ等により土地の境界情報が失われつつある山村部において、土地の境界に関する基礎的な情報を保全
- 地籍調査の重要性に対する国民の一層の理解を深めるため、住民説明会や広報等の普及・啓発活動を実施

今後の課題

<実施主体である市町村等の負担軽減>

- 調査実施主体である市町村等の負担軽減を図るため、特に進捗が低位である都市部及び山村部において、国が実施する基本調査を拡大
(都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査(H22新規)の実施の拡大)

<調査未着手・休止中市町村の解消>

- 地籍調査の促進のためには、調査未着手及び休止中の市町村における調査の着手(再開)が重要な課題であるため、これらの市町村に対して、早期の着手、再開に向けた働きかけを実施

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律の概要 (参考1)

〈平成22年4月1日施行〉※衆・参ともに全会一致で可決

国土調査を一層促進するため、平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定することとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする等の措置を講ずる。

施策の背景

平成20年度末における地籍調査の進捗率は、全国で48%
(うち都市部は20%、山村部は41%と低位)

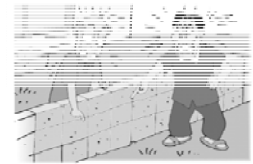
地籍調査を実施していない場合の弊害

- 土地の境界が不明確であり、土地取引等におけるリスクが発生
- 境界確認に時間と費用を要し、都市再生等のまちづくりに支障
- 判別できなくなった境界確認から始めるため、災害復旧に遅れ
- 行政機関による公共用地の適正管理に支障
- 地積が不明確であり、課税の公平性の確保に課題
- 山村の境界が不明確なことにより、適正な森林施業等に支障



都市再生に支障が生じた例

六本木の再開発では、境界確認に4年の年月と、1億円の追加経費を要した



土地の境界をめぐり隣人トラブルに発展する例も

国と地方の一層の適切な役割分担の下、民間の力を活用しつつ地籍調査の円滑かつ着実な実施を図る

概要

国土調査促進特別措置法の一部改正

○第6次国土調査事業十箇年計画の策定

国土全域での調査の進捗を図るため、平成22年度以降の十箇年の計画を策定し全国統一的な見地等からの目標を設定

十箇年計画に基づき、計画的かつ効果的に調査を推進

○基本調査の範囲拡大

十箇年計画に位置付けて実施する基本調査を基準点測量以外の測量にも拡大

都市部において、官民境界情報の整備を促進するための基礎的な調査を実施

山村部の境界情報を保全するための基礎的な調査を実施

国土調査法の一部改正

○民間による国土調査の実施

都道府県・市町村

国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

一定の要件を満たす法人

都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

財政状況、行政需要の多様化等により、市町村等において地籍調査の大幅な進捗を図ることが困難な現状において、民間の活力を導入し実施体制を強化することで、市町村の負担を軽減し調査面積の拡大を図る

- 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。
- 一 新たに策定する国土調査事業十箇年計画においては国民にとって分かりやすい指標を示すとともに、毎年度の進捗状況の公表や中間年での計画の見直しを行うこと。
 - 二 国が行う基本調査と市町村が行う地籍調査との効果的な連携を図ること等により、立ち遅れている都市部及び山村部における地籍調査事業の一層の促進に努めること。
 - 三 国と地方の管理を問わず、官民境界確定に関する地理空間情報活用推進基本法における基盤地図情報の整備を踏まえ、適切に対処すること。
 - 四 地籍調査の推進のため民間委託の積極的な活用を図ること。また、民間委託に当たっては、適切な委託先が選定されるよう留意するとともに、制度の悪用を防止するよう努めること。
 - 五 不動産登記、固定資産税、林政、公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の推進を図ること。
 - 六 国土調査事業に係る所要の予算の確保に努めること。
 - 七 国民の一層の理解を深めるため、国土調査の必要性について、あらゆる方法を通じて広く周知するよう努めること。

○国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参議院 国土交通委員会) [平成22年3月31日]

- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
- 一 新たに策定する国土調査事業十箇年計画においては、実効性ある具体的な指標を示すとともに、毎年度の進捗状況の公表や中間年での計画の見直しを行うこと。
 - 二 また、国土調査事業に係る所要の予算の確保に努めること。
 - 三 国と地方の管理を問わず、官民境界確定に関しては、地理空間情報活用推進基本法における基盤地図情報の整備についての国の役割を踏まえ、適切に対処すること。
 - 四 地籍調査の推進のため民間委託の積極的な活用を図ること。また、民間委託に当たっては、公正・透明な制度運用に十分留意するとともに、制度の悪用を防止するよう努めること。
 - 五 不動産登記のほか、固定資産税、林政、公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること。
 - 六 国民の国土調査への理解と協力を一層得られるよう、より効果的な周知徹底に努めること。

殿

地籍調査推進についての要請

日頃、国土交通行政の推進について、多大のご理解とご協力を頂いておりますことと心から感謝申し上げます。

さて本日、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案が成立致しました。この法案は国土調査事業十箇年計画の期限延長と併せて地籍調査の実施主体である市町村等の負担軽減を図るための改善を内容とするものです。

我が国では、多くの土地でその境界や地積が不明確なままとなつていて、地籍調査は、一筆ごとに土地の境界、地積等を明らかにするために行う旧迅速化、岐の効果は、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧などの多岐にわたります。調査が実施されては取引できなくなり、境界確定に多くの時間と費用を要することになります。阪神・淡路大震災の際には、多くの地域で地籍調査が実施されました。そのために、災害復旧の取組が滞り、被害が拡大した地区にも深く結びついています。このように、地籍調査は、市民の日常生活にも深く結びついています。このように、かわりなく、この進捗は全国で49% (平成21年度末見込み) と非常に遅い状況です。また、休止中も全体の35%となっています。このように、今回の法案審議の中だけでも、厳しい指摘をされたところろです。このように、国土調査の未着手・休止中の市町村の皆様に、地籍調査の着手あるいは再開について、要請を行うことと致しました。

意図でありますので、何卒、地籍調査の推進に最大限の努力と支援を行う早期の着手・再開に向けて、以上の趣旨をご理解のうえ、地籍調査のようお願ひ致します。

平成22年3月31日

国土交通大臣

前原誠司

論点等説明シート

事業名	地籍調査	担当部局庁	土地・水資源局
-----	------	-------	---------

事業についての論点等

【地籍調査の現状】

- ・地籍調査の成果は、国民にとって重要である土地に関する最も基礎的な情報であり、登記所の正確な地図として土地取引等で活用されるほか、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進等、多岐の効用が生じるにもかかわらず、その進捗率は全国で49%であり、都市部(DID:人口集中地区)で21%、山村部(林地)で42%と特に進捗が遅れている。

	対象面積(km ²)	実績面積(km ²) (H21年度末)	進捗率(%) (H21年度末)
D I D	12,255	2,583	21
非 D I D	宅地	9,099	51
	農用地等	51,414	71
	林地	76,957	42
合計	286,200	140,053	49

【地籍調査の問題点】

- ・地籍調査は、土地に関する最も基礎的な情報を整備する重要な調査であるにもかかわらず、その重要性等が十分に認識されていない等の理由から、全体の約3分の1の市町村が地籍調査に未着手又は休止中となっており、地域ごとに着手状況が大きく異なっている。このため、更に効果的な手法により、市町村や広く国民に対し周知することが必要。
- ・調査の実施主体である市町村等で、必要な予算や十分な実施体制を確保することが難しくなっており、国としても市町村等の負担の軽減を行い、地籍調査を促進する対策が必要。

【今後の改善策】

- ・本国会において国土調査法等が改正(H22.3.31)されるとともに、本年5月25日には第6次国土調査事業十箇年計画が閣議決定されており、今後は、本計画に基づき優先的に地籍を明確にすべき地域について、緊急かつ計画的に調査の促進を図っていく。
- ・特に進捗が遅れている都市部及び山村部においては、市町村等の負担軽減を図るため、地籍調査の基礎となる情報を国が整備する「基本調査」の更なる拡大を図る。
- ・現在、地籍調査を実施していない市町村(全体の約3分の1)及び住民に対し、地籍調査の重要性等を周知するとともに、早期の着手(再開)に向けた働きかけを行う。